

観光庁

平成30年度

旅行環境整備事業費補助金

(地方での消費拡大に向けた旅行環境整備支援事業)

多様な宗教・生活習慣への対応力の強化

【応募要領】

平成30年4月

(観光庁外客受入担当参事官室)

〔 目 次 〕

1. 事業の目的
2. 補助対象事業者
3. 補助対象要件
4. 補助対象経費
5. 補助率等・地方財政措置
6. 多様な宗教・生活習慣への対応力の強化における実施期限
7. 事業のスキーム
8. 応募手続きの概要
9. 審査結果の通知
10. 交付決定
11. 補助金の交付
12. 交付決定後の注意事項
13. 事業評価
14. 反社会的勢力との関係が判明した場合
15. その他

1. 事業の目的

「観光先進国」の実現に向けて、ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備を図るため、以下「4. 補助対象経費」に掲げる事業を対象として補助金の交付を行うことにより、旅行環境整備を行うための対策を促進することを目的とします。

本事業は、宗教や文化により食事等の生活習慣に配慮が必要となる訪日外国人等の旅行者が、全国津々浦々で、安心して快適に滞在できるよう、郷土料理を含む多種多様な食事等を楽しめる環境整備を図るため、受入に必要な基礎的な知識や実践的なノウハウの習得を促すことで地域の取組みを支援し、その事業に要する経費の一部を補助するものです。

※本補助金の交付は、予算の範囲内で行うものとします。また、その対象となる事業の実施に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定が適用される他、旅行環境整備事業費補助金交付要綱、同実施要領に従って行うものです。

「宗教や文化等により食事等の生活習慣に配慮が必要となる訪日外国人等の旅行者」とは宗教や信条（イスラム教、ユダヤ教、ヒンデュー教、ベジタリアン等）により、受入の際に配慮が必要となる訪日外国人等の旅行者のことを示す。

2. 補助対象事業者

本補助金の補助対象事業者は、以下の事業者とします。

(1) 地方公共団体

(2) 日本版 DMO、商工会議所、商工会、観光協会等

- ・「日本版 DMO」とは観光庁の日本版 DMO 登録制度において登録された法人格を有する者をいう。
 - ・「商工会議所」とは商工会議所法(昭和28年法律第143号)に基づく商工会議所をいう。
 - ・「商工会」とは商工会法(昭和35年法律第89号)に基づく商工会をいう。
 - ・「観光協会等」とは観光振興を目的として公益的な事業を行う法人格を有する団体をいう。
- ※啓発事業を行う際には、開催地の地方公共団体の共催を得る必要があります。

(3) 都道府県、市区町村、観光関連事業者等からなる協議会等

- ・「協議会等」とは次の①及び②の要件を全て満たすものとする。
 - ① 以下の主体から構成される組織であり、ア) に示す主体が1者以上必ず含まれている

こと。

ア) 関係する都道府県又は市区町村

イ) 関係する観光関連事業者等

ウ) その他、受入環境整備にあたり協議会が必要と認めるもの

- ② 規約等により、名称、目的、事業内容、代表者、構成主体、事務局の所在地、事務処理及び会計処理の方法等を定めている、又は交付申請書提出時までに同様の内容が定められると認められる組織であること。

3. 補助対象要件

(1) 内容面の要件

補助の対象となる事業は、宗教や文化により食事等の生活習慣に配慮が必要となる訪日外国人等の旅行者の旅客環境の整備に係わる意識啓発を目的としたものであり、公共性・公益性を有する下記のア) イ) のいずれかに該当するものであること。ただし、営利を目的とする内容や販売行為を含むもの、特定の宗教を助長・促進することを目的とした内容のもの及び特定の認証制度等を推奨するものを除く。

ア) 啓発事業

- ・宗教や文化により食事等の生活習慣に配慮が必要となる訪日外国人等の旅行者の受入に関する基礎知識を深めるためのセミナー等
- ・訪日外国人等の旅行者のニーズに合わせて作成した郷土料理のレシピ集等を用いた実践的なセミナー等

※「啓発事業」は以下によるものとします。

- ・語学やマナー研修といった訪日外国人等の旅行者全般に対する接遇向上など、本事業の目的以外を主たる目的とするものではないこと。
- ・1 又は 2 以上の都道府県又は市区町村単位において地域の受入環境整備を図るものであること。ただし、2 以上の都道府県又は市区町村の場合は隣接する地域に限ります。
- ・20 人以上の参加者を見込むもの。なお、複数回のセミナー等の合計人数としても構いません。ただし、一連のセミナー等を 2 日以上に分けて実施し同一の参加者が参加する場合は、1 回として扱います。
- ・参加費が無料であるもの。ただし、調理の材料が必要となるセミナー等については、利益が生じない範囲で必要最小限の参加料の徴収を認めます。

- ・セミナー等の趣旨と著しく異なる目的で開催される他の会議や説明会等との共催ではないこととします。

イ) 視察事業

- ・受入に関心がある個別店舗関係者等を対象とした国内の先進事例視察

※「視察事業」は以下によるものとします。

- ・受入環境整備について十分な実績を有する先進地域への視察であること。
- ・視察行程は、本事業に関わる目的以外の内容を含むものではないこと。

(2) 実施要件

宗教や文化により食事等の生活習慣に配慮が必要となる訪日外国人等の旅行者の継続的な地域における受入環境の整備のため、補助対象事業者は対応力強化実施計画（別紙1-2）を策定すること。

4. 補助対象経費

本補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」といいます。）は、以下のAからCの条件すべてを満たす、以下の(1)及び(2)の経費とします。ただし、(2) 視察事業については(1) 啓発事業を実施する場合に限り補助対象とします。

- A. 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- B. 補助金交付決定後に、契約・発注により発生した経費
- C. 証拠書類・見積書等によって契約・支払金額が確認できる経費

(1) 啓発事業

①謝金

- ・セミナー等の開催を目的とした講演、出席、原稿の執筆等に対して依頼先に支払う下記の謝金を補助対象経費とします。
 - ア) 講演等謝金
 - イ) 会議出席謝金
 - ウ) 執筆謝金
- ・「謝金の標準支払基準」（平成21年7月1日各府省等申合せ：平成27年3月6日改定）に基づき算出される額を上限とします。
- ・補助事業者以外の外部講師等への謝金を補助対象とします。

- ・執筆謝金の対象となる原稿は、補助対象となるセミナー等のために当該地域の郷土料理のレシピ等、新たに作成されたオリジナルの資料とします。なお本資料は、販売等の営利に用いることはできません。

②旅費

- ・補助事業の用務に関わる、出発から帰着までのセミナー等を依頼した講師の交通運賃、宿泊料を補助対象経費とします。
- ・交通運賃、宿泊料の計上は、国家公務員の旅費規程を参考に算出される必要最低限の額とします。

③会場借料

- ・事業を実施するために必要な会議、講演会、セミナー、意見交換会等の会場借用に要する経費（会場借料）を補助対象経費とします。
- ・マイク、プロジェクター、スクリーン等、セミナー実施にあたり必要となる機材の借用に係わる費用を補助対象経費とします。
- ・会場は公共施設を利用することとします。なお、周囲に適当な公共施設がない場合等、やむを得ない理由がある場合、ホテル等の民間施設の使用を認めます。
- ・弁当代、茶菓子代等の飲食に関わる費用は補助対象となりません。

④印刷製本費

- ・セミナー等の開催時に使用する会議資料（テキスト、アンケート等）を印刷するために外部の業者に支払う費用を補助対象経費とします（申請者において作成したものは補助対象としません）。
- ・印刷部数はセミナー等の参加者に配布するために使用する部数を上限とします。
- ・資料作成のために購入した機材、ソフトウェア等の費用は補助対象としません。

⑤その他

- ・郷土料理のレシピ集等を用いた実践的なセミナー等を開催するにあたり必要となる食材等の購入費用を補助対象経費とします。

(2) 視察事業

① 旅費

- ・補助事業の用務に関わる、出発から帰着までの視察時の交通運賃、宿泊料を補助対象経費とします。
- ・交通運賃、宿泊料の計上は、国家公務員の旅費規程を参考に算出される必要最低限の額とします。
- ・視察参加者が自己負担する参加費等の費用については、補助対象としません。

②印刷製本費

- ・視察時に使用する資料（テキスト、アンケート等）を印刷するために外部の業者に支払う費用を補助対象経費とします（申請者において作成したものは補助対象としません）。
- ・印刷部数は視察参加者に配布するために使用する部数を上限とします。
- ・資料作成のために購入した機材、ソフトウェア等の費用は補助対象としません。

※視察の実施にあたっては「自治体が関与するツアー実施に係る旅行業法上の取扱いについて（通知）」（平成29年7月28日観産第173号）を参考の上、旅行業法を遵守してください。

(3)他の予算制度との整理

国による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、又は交付対象となる可能性がある場合には、原則として補助対象としません。

ただし、交付の可能性のあったものの、交付を受けないものとなったものについては本補助金の対象となる可能性があります。

(4) 補助金全般について

本補助事業期間内に、同一の事業計画で国（独立行政法人を含みます。）の他の補助金、助成金の交付を受けている、又は受けることが決まっている場合は、補助対象としません。後日その事実が明らかになった場合には、採択後であっても、補助金の交付を取り消す場合があります。

5. 補助率等・地方財政措置

補助対象経費の3分の1以内となります。

なお、地方公共団体が事業主体となる場合には、過疎対策事業（「過疎地域自立促進特別措置法」の規定により公示された市町村対象）における地方財政措置（過疎対策事業債）が適用される場合があります。（起債充当率100%—償還金交付税措置70%）

（起債に当たっては、各地方公共団体の財政担当部署ともご相談ください。）

（参考）【総務省】地方債計画等

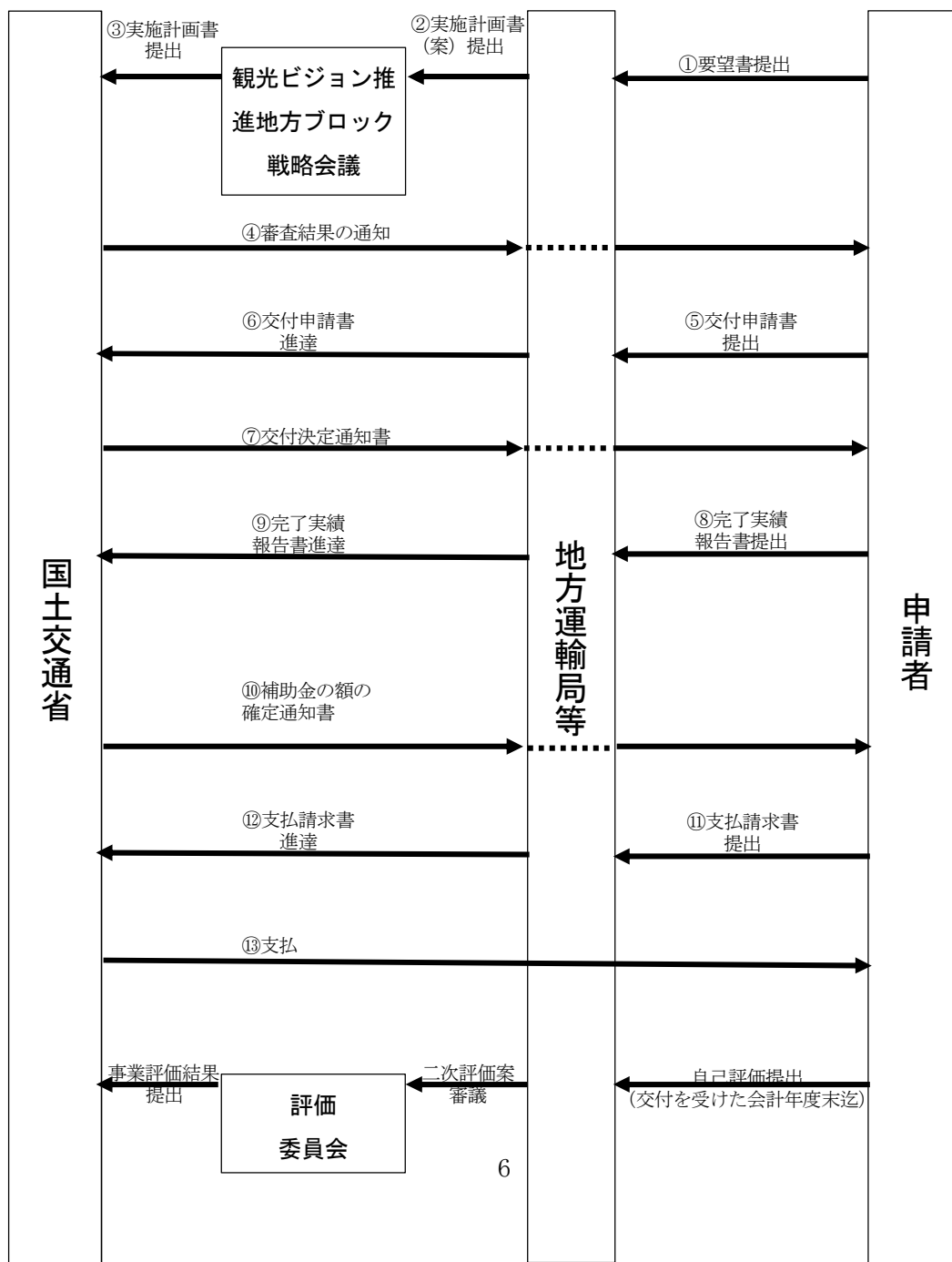
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/chihosai/keikaku.html

6. 多様な宗教・生活習慣への対応力の強化における実施期限

交付を受けた会計年度末までに自己評価（「13. 事業評価」を参照）を実施できるよう、本補助事業による訪日外国人旅行者受入環境整備を完了してください。

なお、やむを得ない事情により、本事業を年度内に完了することが困難な場合は、平成31年3月10日までに、その理由を付して状況報告書を提出してください。

7. 事業のスキーム



8. 応募手続きの概要

(1) 応募期間

平成30年4月2日(月)～平成30年10月31日(水) 17時 [必着]

※原則、応募いただいた月の翌月末をメドに審査結果の可否をお伝えします。

※予算が無くなり次第、応募を終了させていただきます。

(2) 提出先 (お問い合わせ先)

■ 提出先

申請者	提出先 (お問い合わせ先)
北海道運輸局 観光部観光企画課	〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎 電話 011-290-2700 F A X 011-290-2702
東北運輸局 観光部観光企画課	〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町1 電話 022-791-7509 F A X 022-791-7538
関東運輸局 観光部観光企画課	〒231-8433 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎 電話 045-211-1255 F A X 045-211-7270
北陸信越運輸局 観光部観光企画課	〒950-8537 新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館 電話 025-285-9181 F A X 025-285-9172
中部運輸局 観光部観光企画課	〒460-8528 名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館 電話 052-952-8045 F A X 052-952-8087
近畿運輸局 観光部観光企画課	〒540-8558 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館 電話 06-6949-6466 F A X 06-6949-6135
中国運輸局 観光部観光地域振興課	〒730-8544 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館 電話 082-228-8703 F A X 082-228-9412
四国運輸局 観光部観光企画課	〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館 電話 087-802-6735 F A X 087-802-6732
九州運輸局 観光部観光企画課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 電話 092-472-2330 F A X 092-472-2334
沖縄総合事務局 運輸部企画室	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 電話 098-866-1812 F A X 098-860-2369

(3) 提出書類等

①要望書

- ・本募集で指定する要望書様式（別紙様式を含む。）を必ず使用してください。
- ・要望書様式及び別紙1-1、別紙1-2、別紙2、別紙3は、必ず記入してください。
- ・別紙4-1、別紙4-2については、開催する内容・回数に応じて記入してください。
※対応力強化実施計画（別紙1-2）には、平成30年度から平成32年度までの複数年の事業計画をご記載ください。

②補助対象経費の算出基礎となる見積書などの資料

- ・複数の事業者からの見積書をご用意ください。
- ・複数の事業者からの見積書を用意することが難しい場合は、客観的に経費が妥当であると認められる資料をご用意ください。

③規約等の資料

- ・協議会等の場合、規約等（又はその案）をご用意ください。

④地方公共団体等の補助（予定）額等を確認できる資料等

- ・経費の一部に地方公共団体等からの補助金を見込んでいる場合は、その交付決定書等をご用意ください。
- ・地方公共団体が事業主体の場合は、その予算書（案）をご用意ください。

⑤その他計画を審査する上で参考となる書類

- ・申請者の活動内容の概要が分かる資料等をご用意ください。

(4) 提出方法（まずは（2）提出先（お問い合わせ先）までご相談ください。）

書類等の提出は、原則として電子データによるものとしますが、それが難しい場合には書面での提出も認めます。それぞれの提出方法については、下記のとおりとします。

【電子データによる提出方法】

- ・提出は、CD-R等の記録媒体又は電子メールにより行ってください。
- ・①については、エクセル形式で、②～⑤については、PDF形式でお願いいたします。
- ・また、①～⑤までのデータを1つにまとめたPDF形式のファイルも、併せて提出をお願いいたします。

【書面による提出方法】

- ・書類等は、配達されたことが証明（確認）できる方法（郵便の場合は、簡易書留、特定記録等）によってお送りください。
- ・提出の際は、封筒等の表面に「地方での消費拡大に向けた旅行環境整備支援事業（多様な宗教・生活習慣への対応力の強化）」と朱書きしてください。

- ・提出された書類等は返却いたしません。
- ・書類等の作成、送付等に係る費用は応募者の負担となります。

9. 審査結果の通知

審査の結果は、国土交通省より地方運輸局等を通じて通知いたします。

10. 交付決定

審査結果通知後、補助金交付申請書の提出等、補助金の交付に係る必要な手続きを行っていただきます。

補助金の交付予定額等については、補助金交付申請書の内容を精査の上、交付決定通知書により正式に決定、通知します。交付決定通知書により通知する補助金交付決定額は、応募時の補助金交付申請額より減額となる場合がありますので、ご注意ください。

- ・補助金交付申請書等、所定の様式は、補助交付申請者へ改めて通知いたします。
- ・補助金交付申請書の作成に当たっては、消費税及び地方消費税額等仕入控除税額[※]を減額して記載するものとします。
- ・なお、補助金交付決定額は、補助限度額を明示するものであり補助金支払額を約束するものではありません。また、使用経費が当初の予定を超えた場合にあっても、当初決定し通知した補助金交付決定額を増額することはできません。

※ 消費税等仕入控除税額とは

補助事業者が課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合、本事業に係る課税仕入に伴い、消費税及び地方消費税の還付金が発生することになるため、この還付と補助金交付が重複しないよう、課税仕入の際の消費税及び地方消費税相当額について、原則としてあらかじめ補助対象経費から減額しておくこととします。この消費税及び地方消費税相当額を「消費税等仕入控除税額」といいます。

1 1. 補助金の交付

補助金の交付については、補助事業の完了後、1か月を経過した日または補助事業完了年度の4月10日のいずれか早い日までに完了実績報告書を提出していただき、実施した事業内容の検査と経費内容の確認により交付すべき補助金の額を確定した後、精算払いとなります。

- ・補助金の交付までには、完了実績報告書の提出後2～3ヶ月程度かかります。
- ・補助金は経理上、交付を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税等の課税対象となります。
- ・なお、虚偽の申請が発覚した場合は、採択後であっても該当事業者の補助金の交付を取り消す場合があります。
- ・完了実績報告書提出時には、セミナー・視察の実績、契約書や請求書等による実際に要した経費が分かる資料等の添付が必要となります。(謝金、旅費、セミナー等を開催するにあたり支出した経費についても、領収書等の経費が分かる資料が必要となります)

1 2. 交付決定後の注意事項

(1) 補助対象事業の計画内容や経費の配分変更等

交付決定を受けた後、本事業の経費の内容若しくは配分を変更しようとする場合等には、事前に大臣の承認を受けなければなりません。ただし、大臣が別に定める軽微な変更にあつては、この限りではありません。(旅行環境整備事業費補助金交付要綱(平成30年3月28日)第30条第1項第1号参照)また、交付の決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければなりません。

(2) 状況報告

補助事業期間中において、大臣の要求があつた場合には、すみやかに状況報告書を大臣に提出しなければなりません。

(3) 補助事業に関する書類の管理等

補助事業に関する書類については、旅行環境整備事業費補助金交付要綱第39条第2項に基づき、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間、管理・保存しなければなりません。

(4) 立入検査

本事業の進捗状況確認のため、国土交通省・地方運輸局等が実地検査に入る場合があります。また、本事業終了後、会計検査院等が実地検査に入ることがあります。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従わなければなりません。

13. 事業評価

本事業について、補助対象事業者は、自らによる事業の実施状況の確認、評価（以下「自己評価」といいます。）を行い、当該自己評価の結果を、補助金の交付を受けた会計年度末までに、地方運輸局等に報告する必要があります。

地方運輸局等は自己評価等を基に二次評価を行い、補助対象事業者に対して当該二次評価結果を通知するとともに、必要に応じて、事業計画の見直し等を求めます。補助対象事業者では、二次評価の結果を踏まえ、必要に応じて、後続事業又は地域の取組等に反映していただきます。

なお、自己評価の結果報告に関する記載方法等については、補助交付申請者へ改めて通知いたします。

1 4. 反社会的勢力との関係が判明した場合

- (1) 補助申請者は、反社会的勢力との関係がないことを誓約いただいたものとします。
反社会的勢力とは以下のいずれかに該当する者を言います。
- ①暴力団 ②暴力団員 ③暴力団準構成員 ④暴力団関係企業
 - ⑤総会屋等 ⑥社会運動等標ぼうゴロ ⑦特殊知能暴力集団等
 - ⑧①～⑦に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
- (イ) ①～⑦に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること。
 - (ロ) ①～⑦に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること。
 - (ハ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって①～⑦に掲げる者を利用したと認められること。
 - (ニ) ①～⑦に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
 - (ホ) その他①～⑦に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること。
- (2) 応募者（代表者及びその役員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。））について、反社会的勢力であることが判明した場合、採択を行いません。また、採択後・交付決定後に判明した場合であっても、採択や交付決定を取り消します。
- (3) また、応募者自ら又は第三者を利用して以下に該当する行為をした場合は、(2)と同様の取扱とします。
- ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用い、若しくは威力を用いて国土交通省の信用を棄損し、又は国土交通省の業務を妨害する行為
 - ⑤その他①～④に準ずる行為

15. その他

(1) 個人情報の管理

本補助対象事業への応募に係る提出書類等により取得した個人情報については、以下の利用目的以外に利用することはありません。(ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。)

- ・本補助対象事業における補助対象事業者の審査・選考・事業管理のため(審査には、国(独立行政法人を含む。))及び申請書記載の金融機関等に対し、当該機関の実施する補助金、助成金の交付又は応募内容の異同の判断のため、情報提供する場合を含む。)
- ・採択後の事務連絡、資料送付、効果分析等のため。
- ・応募情報を統計的に集計・分析し、応募者を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成するため。

(2) 政治資金規正法

政治資金規正法第22条の3第1項の規定により、国から一定の補助金等(ただし、試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わない補助金等は寄附制限の例外として除かれています)の交付の決定を受けた会社その他の法人は、当該補助金等の交付の決定の通知を受けた日から一年間、政治活動に関する寄附をすることができないこととされています。

「旅行環境整備事業費補助金(地方での消費拡大に向けた旅行環境整備支援事業)」は、上記の寄附制限の例外(試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの)には該当しません。

○政治資金規正法(昭和23年法律第194号)(抄)

(寄附の質的制限)

第二十二條の三 国から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金(試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの及び政党助成法(平成六年法律第五号)第三条第一項の規定による政党交付金(同法第二十七條第一項の規定による特定交付金を含む。))を除く。第四項において同じ。)の交付の決定(利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。第四項において同じ。)を受けた会社その他の法人は、当該給付金の交付の決定の通知を受けた日から同日後一年を経過する日(当該給付金の交付の決定の全部の取消しがあつたときは、当該取消しの通知を受けた日)までの間、政治活動に関する寄附をしてはならない。

2～6 (略)